

アメリカの Big7 総会に見る 地方の最近の政策課題と 取り組み

アメリカ合衆国では、Big7と呼ばれる州政府や地方公共団体関係者による全国的な協議会（いわば日本の地方6団体のような団体）が存在し、連邦政府への働きかけや、会員向け教育プログラム等を行っている。毎年開催されるこれらの協議会の総会では、直近の政策課題をめぐる講演会やワークショップなどが多数開催され、参加者である首長・議員等の情報交換・ネットワーク構築の場となっている。

1 アメリカ地方関係7団体（Big7）の 年次総会

ニューヨーク事務所上席調査役 川崎 穂高（総務省派遣）

アメリカには、通称Big7とよばれる州政府以下の地方関係者による団体が存在する。全米知事会（NGA: National Governors Association）、州政府協議会（CSG: The Council of State Governments）、全米州議会連盟（NCSL: National Conference of State Legislatures）、全米カウンティ協議会（NACo:



全米知事会（NGA）全体総会

National Association of Counties）、全米市長会議（USCM: The United States Conference of Mayors）、全米都市連盟（NLC: The National League of Cities）、国際市／カウンティマネジメント協議会（ICMA: International City/County Management Association）の7団体である。それぞれの団体の組織概要については、自治体国際化フォーラム2008年2月号で解説されているので、そちらをご覧くださいいただければ幸いです。

Big7は、それぞれ毎年全米各地で総会を開催している。団体によって様相は異なるが、概括的なイメージとしては、大規模なコンベンションセンターで3～4日程度かけて開催され、参加者に随伴する配偶者や展示参加者等も含めると数百～数千名に及ぶ大規模なものである。多くの総会では、著名人による各種政策課題に関する講演会や、会

全米都市連盟 (NLC) での講演



員・学識経験者等を交えたパネルディスカッション形式のワークショップをはじめ、会員団体・メンバー等の表彰式、開催地である地元自治体や周辺自治体の施設等見学、連邦政府や非営利団体・民間事業者等によるブース展示 (メインの参加者

である首長や議員等へのPR・勧誘等)、参加者のネットワークワーキングのためのレセプション



州政府協議会 (CSG) ワークショップ



非営利団体・民間事業者等によるブース展示

パーティ (立食形式の懇親会)、団体の理事会や各種部会幹部の選出など、多数のプログラムが実施される。

今回の特集では、2010年後半に開催されたこれらの総会の一部のレポートから、最近のアメリカの州や地方公共団体がどのような政策課題を抱え、また、どのような取り組みが行われているのかを紹介することとしたい。

2 歳入確保策と予算編成への市民参加 ～NLC総会①～

ニューヨーク事務所上席調査役 川崎 穂高 (総務省派遣)

税収減への対応

アメリカでは、2007年以降のサブプライムローン問題に端を発する景気後退を受けて税収が大幅に減少し、各地域で財政難への対応が大きな課題となっている。

多くの市では、財産税 (property tax。中心は土地建物の評価額に対する課税) と売上税 (sales tax。事業者から最終消費者に販売する段階での単段階課税) を主要な財源としているが、全米都市連盟 (NLC) が行った会員団体調査によれば、財産税については住宅市場の下落とこれに遅行する評価替えにより2010年から税収減少が始まって

おり (予算ベースで対2009年比-1.8%)、2011年にはさらに減少すると予想されている。また、売上税は景気後退の影響から2009年に大きく減少し (対2008年比-6.6%)、2010年はさらに減少が続く (予算ベースで対2009年比-5.0%) と見込まれているとのことである (注1)。

こうした歳入減少への対応として、先の調査によれば、2010年に何らかの形で人件費を削減した団体は全体の約8割、公共投資の先送りまたは取りやめを行った団体は約7割とされている。うち職員の解雇 (layoff) に踏み切った団体も35%にのぼっており、2010年12月1日からコロラド州デンバーで行われたNLC総会冒頭の会長挨拶では、

警察官や消防士まで削減している団体も多数あり、NLC、NACo、USCMが共同で行った別の調査結果を全米に当てはめると、約50万人分の公共部門の職が失われる恐れがある、と述べていた(注2)。

こうした時勢を反映し、NLC総会のワークショップやセミナー等(注3)の中でも、財政難に関連するテーマが複数取り上げられた(パブリック・プライベート・パートナーシップの推進、財政難に対応するための市民ボランティアの活用など。地球温暖化対策についても光熱水費削減による財政対策面が強調されていた)。

本稿では、そのうち民間事業者による歳入確保サービスと、シカゴ市議会議員による同市(の一部)で行われた市民投票による予算の取り組みを紹介することとしたい。

(注1) 調査結果は以下のサイトで参照可

http://www.nlc.org/ASSETS/AE26793318A645C795C9CD11DAB3B39B/RB_CityFiscalConditions2010.pdf

(注2) 調査結果は以下のサイトで参照可

http://www.nlc.org/ASSETS/06F2CD78F5FB4A7DA1B84DA4A92008A8/LJAreport_FINAL.pdf

(注3) 総会に関する資料は以下のサイトで参照可

http://www.nlc.org/CONFERENCES___EVENTS/CONGRESS_OF_CITIES___EXPOSITION/Backtomain.aspx

民間事業者による歳入確保サービス

“Enhancing Revenue In Your City”(市の歳入を強化しよう)と題して行われたこのセミナーでは、ジョージア州サンディスプリング市やジョーンズクリーク市で市の業務を包括的に受託していることで日本でも話題となったCH2M Hills社のDon Howell氏から、同社が提供している歳入増加サービスについてのプレゼンテーションが行われた。Howell氏はコロラド州およびアラバマ州でシティマネージャーとして自治体を運営した経験があり、30年以上にわたり公共サービス分野で勤務またはコンサルティングを行ってきたとのことである。

プレゼンテーションでは、全米の自治体税収の動向等に引き続き、上記2市に加えてアトランタ

市やリバティ・カウンティ(いずれもジョージア州内)で同社によって行われた歳入増加サービス(Revenue Enhancement Service)の状況が紹介された。同社は主に上下水道や交通施設などのインフラ整備・運営を行っている会社であるが、今回紹介された事例では、地方公共団体との契約により、ビジネスライセンスを取得していない事業主等を調査し、市の歳入を確保する取り組みを行っている(注4)。

事業を受託した同社は、既存の各種データの分析・突合や、GPS・携帯端末を装備した社員による実地調査などを通じ、例えばサンディスプリング市では3,152件のライセンス未取得事業主を発見し、年350万ドルの歳入増につながったとのことである。その他、広告看板塔や携帯電話中継塔(地方公共団体により設置許可の取得・更新等が義務づけられている場合があり、未許可のものを発見できれば新たな歳入につながる)についても歳入確保調査の対象例として紹介された。同社は、このサービスを開始して6年目に当たる今までに、合計2,800万ドルの新たな歳入を契約地方公共団体にもたらしたとのことである。また、同社の受託料金は、こうしたサービスによる歳入増加額の一定割合(例えば25%~35%とコメントされた)となっており、契約料金が歳入増加額を上回って地方公共団体にとって逆ざやになるような事態はない、ノーリスクのサービスとの説明があった。

参加者からは、同社への料金は将来にわたって払う必要があるのか、増収規模が少ないと見込まれる人口が小規模の自治体は対象外になるのでは、などの質問があり、Howell氏からは、契約料金は原則として1回限りの支払いであること(複数年にわたって実地調査等を行う場合は複数年)、受託の判断は相談を受けてから当該自治体の概況調査や既存データに基づく増収分析等を行って判断するので人口が少ないだけで受託対象外とすることはない、といった説明が行われた。

さらに参加者からは、上記のような施策は、民間事業を圧迫し、市内の産業誘致・振興にかえてマイナスの影響を与えないか、との質問もあつ

たが、これに対しては、むしろ公正な事業環境に寄与するものであり、また、サンディスプリングス市ではこうした歳入増加によって既存のビジネススタックスの引き下げを行うことができたため、きちんとライセンスを取得している事業主からはむしろ歓迎されている、との説明が行われた。

法制はもとより、公務員制度や自治体の担う行政サービスと歳入構造など、日本とは環境も大きく異なると思われるが、このような自治体向けサービスまで出てきているのかと興味深く感じた次第である。

(注4) ビジネスライセンスとは、地域で事業を行うために必要な営業許可である。アメリカでは多くの地域で取得が義務づけられている。事業主は雇用人数や総収入額等に応じて一定金額を納める必要があり、ビジネスライセンススタックス等とよばれる。

市民の直接投票による予算編成

“Fees or Flames: Is it time for a new social compact between government and the people?” (料金か火事か。政府・市民間の新たな社会契約の時代?) と題したこのワークショップでは、財政難で自治体が行政サービスを削減する中、市民の直接選択による予算編成を目指す取り組みが紹介された(注5)。紹介された事例は、シカゴ市第49選挙区選出市議会議員のJoe Moore議員による、市民の直接投票による予算編成の取り組みである(注6)。

Moore議員によれば、シカゴ市では、議員1人当たり約130万ドルの予算の用途を市議会議員が決められることになっている、とのことである。Moore議員は、このいわば議員枠予算の用途を、住民の意見を聞いて議員が決めるのではなく、選挙区内の住民投票に委ねようと考えた。まず、関心のある住民ボランティア100名以上による数カ月の議論を経て、投票に付される36のプロジェクト案の作成と概算費用の見積もりを行い、続いて住民投票が行われた。投票権者は16歳以上の第49選挙区の住民であるが、市民権や選挙人登録の有無は問われない。投票者は合計8つのプロジェク

トまで投票することができる。投票の結果、得票上位の事業から順に事業費合計が約130万ドルに達するまで14のプロジェクトが採択された。上位3例は、区内27カ所の歩道修繕(約19万ドル)、自転車通行レーンの整備(10万ドル)、区内公園の飼犬用スペース整備(11万ドル)といったプロジェクトである(採択されたプロジェクトが最終的に実施されるためには既存事業との調整等の観点から市当局の同意が必要であるが、ほぼ同意は得られるとのこと)。

この取り組みを実現するため、Moore議員は市当局や同僚議員を相当時間をかけて説得する必要があったとのことであるが、住民に限られた予算の中で自ら行政サービスを選択するという新たな直接参加制度につながるものであり、議員である限り将来も継続していきたいと述べていた。

参加者からは、このためにいくらコストがかかったのか、との質問があり、Moore議員からは、運営を市役所職員1名が補佐したほか、大学や非営利団体のスタッフが協力してくれたため、概ね数千ドル程度ではないか、との回答があった。

補足的に調べたところ、50の選挙区がある同市全体の16歳以上人口が146万人(1選挙区平均2.9万人)である一方、実際に投票したのは1,700人弱であった。また、プロジェクト案はすべて公共施設の整備改良であり、議員枠の130万ドルの予算自体がいくつかの公共事業メニューから議員が選択して選挙区内の公共施設改良を行う仕組みとされている。日本風にいえば、いわば、枠予算で確保した公共事業費の一部の個所付けを議員(ひいては住民投票)に委ねている感じでもあり、こうしてみると、今回の事例がさほど斬新な仕組みとはいいがたいようにも思われるが、一方で、確かに代表制民主主義の観点、予算制度の観点からは、賛否を含め様々な議論がありうるものと感じられた。

ワークショップの最後には、コーディネーターのKevin Frazell氏(ミネソタ州自治体連盟事務局勤務。同氏は2010年のクレア海外自治体幹部交流協力セミナーで島根県を訪問した)から、同様の取り組みを自分たちの自治体でも進めていき

たいと思う参加者はどれくらいいるか、との質問があり、200名弱の参加者（自治体の首長や議員）の3分の1強が挙手していたように思われる。Frazell氏自身もシティマネージャーの経験があり、行政サービスの内容と負担の選択に、住民がよりダイレクトに関わるような新たな仕組みづくりを模索しているとのことである。

(注5) 表題は、近所の火災現場に到着した消防隊の中に、自治体の消防隊だけでなく、住民個人で火災保険に加入している住宅を守るために駆けつけた民間保険会社の消防隊が加わっていた、というバネリストの1人の経験から、自治体サービスとその費用負担に関わる住民の選択をどのように結びつけていくべきか、という問題提起がなされたもの。ただし、この話題は冒頭のみであった。

(注6) プレゼンテーション資料は以下のサイトで参照可
<http://www.nlc.org/ASSETS/680A0F98D8F84F62B400193C4D0E9E3E/Neighborhood%20Assembly%202011%20for%20Denver.pdf>

3 1オンスの予防 ～NLC総会②～

ニューヨーク事務所所長補佐 半澤 太一（宮城県派遣）

はじめに

ニューヨーク事務所に派遣されて以来、アメリカの健康問題、特に肥満問題について関心をもってチェックしてきたが、2010年12月に出席した全米都市連盟（NLC）総会のプログラムの中に、興味関心を引かれてしまうワークショップを見つけた。

「An Ounce of Prevention: Building Healthier Cities and Towns」

ベンジャミン・フランクリンが言ったとされる諺「An ounce of prevention is worth a pound of cure」（少しの予防は多くの治療に匹敵する）にひっかけて、まちづくりに肥満予防等の健康対策を組み込むという事例を紹介するものだった。アメリカの自治体でどのような「1オンスの予防」が行われているのか、代表的なボストン市の事例を紹介していきたい。

食習慣の問題にはとどまらない肥満問題

事例を紹介する前に、アメリカの肥満にまつわる状況について概説する。

アメリカ全体を見回してみると、運動量が非常に落ちている状況にある。運動場が不足していることもあるが、施設の老朽化という問題も見え隠

れしている。さらには、学校でも休憩時間が削られて授業時間に充てられているし、家に帰ってもテレビ、テレビゲーム、インターネットといったものがあるので、ひきこもりがちになってしまう。

こうした外で遊ぶ時間が減少しているということは、アメリカ社会に深刻な問題を引き起こしている。

こうした状況に対して、市町村は指をくわえて傍観しているわけではない。住民に対して肥満問題が大きな問題であり、その解決のためにヘルシーなライフスタイルを選択してもらうような様々な対策を講じている。これまでの肥満対策は、どちらかといえば、個人の食生活の改善など個人のライフスタイルの変革を訴えるものが多かったが、最近はそればかりではなく、個人の選択行動を形成する行政の政策や環境的要因などを変えていこうという動きが見受けられる。例えば、土地計画や交通計画の再策定、ヘルシーな食品へのアクセスを増やすことや放課後活動の充実、さらには、公園レクリエーション部局が主導して、子ど

- 子ども達の肥満
- 集中力の欠如、不安障害、うつ病
- 暴力やその他の行動問題
- 社会的・認知・創造力の欠如
- 都市における緑地不足
- 地域の崩壊
- 問題のある学校

もたちや若者の運動機会の増大やヘルシーな食習慣の確立に向けた取り組みをしている。

Let's Move

10年前であればこうした問題意識はアメリカ全体で共有されるというレベルにまで達していなかったが、最近の肥満率の増大、糖尿病罹患者の増加（注1）等々、真剣に取り組まなくてはならない課題となっている。

2009年のオバマ現大統領の就任以来、ファーストレディーのミシェル夫人がこの問題の解決に強い意欲を示し、ついには「Let's Move」という全国的な一大キャンペーンを実施するまでに至った。このキャンペーンは「現在の子供たちが大人になる頃には適正な体重になっているように、この1世代間で肥満問題を解決する!」というスローガンを掲げ、様々な方面へ様々な取り組みを働きかけている。

Let's Moveが提唱している市町村が行うべき方策として、①運動する機会を増やす、②ヘルシーな食品にアクセスできる機会を増やす、③家庭においてヘルシーな生活習慣を確立させる、④学校においても「ヘルシー」を追求させる、ということが挙げられている。本稿で取り上げるのは「運動する機会を増やす」事例である。単純に運動するインフラを整備するのではなく、行政の強いリーダーシップによって、行政、地域住民、民間企業等それらが相まってまちづくりにどのような効果をもたらしているのかを紹介したい。

（注1）糖尿病予防のテレビコマーシャルでは、ニューヨーク市の人口の12分の1が糖尿病に罹患していると訴えている。

マサチューセッツ州ボストン市における「校庭の再生」

ボストン市では、1950年以降建設された学校の校庭はすべてアスファルト敷きであった。これは単にアスファルトのメンテナンスコストが安価なためである。これにより、児童生徒たちが運動できる緑地は不足していた。1980年から90年代にかけてこの状況を変えようと、様々なNPO組織が

校庭の緑地化計画を打ち出して独自に助成金事業などを展開していたが、個々の組織の力ではなかなか大きな流れに結びつかず、市民の関心をあまり呼ばず、立ち消えになりかけていた。

1994年にターニングポイントが訪れた。それは2010年現在も市長の職にあるトム・メニーノ氏の市長就任である。関係NPO組織の働きかけもあり、メニーノ市長は校庭の改善の必要性を痛感して、この問題に関するタスクフォースを立ち上げた。このタスクフォースを市役所でもトップクラスの職員に担当させ、行政サービス部門、地域開発や教育、交通等々校庭の再生という事業に関わる利害関係者を一同に集めてプロジェクト立ち上げの検討を行った。このタスクフォースを経て、市はBoston Schoolyard Initiativeという組織を立ち上げ、市として全面的にこの「校庭の再生」というプロジェクトに取り組む姿勢を明確に打ち出した。市長はこの組織に5年間で1000万ドルの資金を提供することで、財政基盤も磐石なものとした。こうして市としての「本気」を明確にすることで民間部門からの資金はもちろんのこと、様々な資源をこのプロジェクトに投入させることが可能になった。



改善前（アスファルト敷きの校庭）



改善後（緑地化された校庭）

当初は市内の130ある学校のうち71校（注2）の校庭を新築または改築する計画だったが、2010年内に85校の校庭の改築が完了する予定である。

実際の場面では、新築・改築の計画を立てる段階で、生徒や地域の代表者、さらには両親や教師を関与させ、設計、建築、メンテナンスのすべてのプロセスに彼らの意見を反映させる仕組みをつくることで、実際に便益を得るであろう地域のニーズを取り入れた校庭づくりにつながっている。単純に見栄えの良いものにするのではなく、校庭を活用して運動させることはもちろんのこと、学校菜園の運用や地域のイベントを開催することで費用対効果も上げる工夫もしている。こうしてまちづくりに「運動機会の増加」を組み込むことに成功している。

このように、単純にインフラ整備するだけでなく、行政・民間・地域住民が一体となってプロジェクトに関わることで、メディアや住民の理解も促進され、効果的にまちづくりが展開されている。

（注2）9割は小学校である。ちなみに71校分で125エーカー（153,000坪）、児童生徒30,000人分の校庭になる。

KaBoom! というNPO組織

今回聴講したワークショップでは、KaBoom! というNPO組織がこうしたベストプラクティスを紹介していた。この団体は全米で子どもたちの運動スペースを増やすことを目標にしており、自治体への啓蒙活動も積極的に展開している。実際にこのワークショップ終了後、多くの自治体の担当者がKaBoom!の担当者に質問していた。

この流れが全国的になり、アメリカの学校の校庭がどのように変貌し、児童生徒達の体型がどのように変化していくのか、非常に興味深いところである。

<参考>※すべて英語のサイト

- ・「校庭の再生」に関するウェブサイト
“Boston Schoolyard Initiative”
<http://www.schoolyards.org/index.htm>
- ・KaBoom!ウェブサイト <http://kaboom.org/>

4 「持続可能な開発」評価基準 (LEED-ND)

～NLC総会③～

ニューヨーク事務所所長補佐 石橋 敬三 (堺市派遣)

はじめに

日本では、都市計画法や中心市街地活性化法などに見られるように、中心市街地の衰退や無秩序な郊外開発を抑えようとする動きがあるが、車社会が発達しすぎた米国においても、それはもちろん例外ではない。現に近年のアメリカの都市計画分野においては、郊外拡大型のスプロール現象を抑制することが重要課題とされている。特に、アメリカでは現在二酸化炭素排出量の3分の1が人や物などの交通輸送によって生み出されているという現実から、日常生活に徒歩や自転車などを含めた様々な交通手段が選択できるコンパクトな近隣地域開発が注目されている。車依存からの脱却、そして持続可能な街づくりを目指しているともい

えるだろう。

全米都市連盟 (NLC) のワークショップでも環境に配慮した「持続可能な開発」を議題としたものが複数見られたが、その中でも全国規模の指針になり得る開発の評価基準“LEED-ND (リード・エヌディー)”の内容が非常に興味深いものだったので、内容を報告する。

LEED-ND の概要

(Leadership in Energy and Environmental Design for Neighborhood Development)

LEED-NDは、USGBC (米国グリーン・ビルディング協会)、NRDC (自然資源保全協議会)、CNU (ニュー・アーバニズム学会) の3団体による協力により開発された認定制度である。2002年に端を発したLEED-NDは、初の全国レベルで

の近隣環境開発認定制度であり、スマート・グロウス（注1）、ニュー・アーバニズム（注2）、グリーン・ビルディングの原理を統合したものとなっている。この3つの原理は、LEED-NDの認定評価にとってどれも欠くことのできない重要な要素であり、相互に作用しうるものである。この統合された評価法を利用することにより、立地やデザインの方法、実行の方法などを含め、開発・計画者が持続可能なコミュニティを容易に思い描くことができるようにデザインされた開発基準が与えられるのである。

ちなみにLEED-NDとは、USGBCが中心となり1990年代に発足したグリーン・ビルディング総合認定制度LEED各種のうち、持続可能な都市開発の分野を受け持つもののことである。他の各LEEDと比べLEED-NDは、立地や土地利用に焦点を当てる点、評価の対象が一つの建物にとどまらないという点で異なる。

（注1）衣食住の都市機能をコンパクトにすることにより、インフラ整備等開発コストの効率化と開発による環境負荷の低減を可能にするという都市開発コンセプト。人口増加が見込まれたアメリカにおいて、「コミュニティにおいて交通量を減らしながら都市が成長するためにはどのような開発を行えばよいか」という問いに対して生まれたものである。スマート・グロウスの概念は、決して都市成長を妨げるものではなく、むしろ居住地や交通手段の選択幅を広げ、コミュニティの成長を促進するものである。

（注2）伝統回帰的な都市計画といわれ、鉄道駅を中心に、商業施設や住宅地がその周りを囲んでいる、といった都市モデルが想定されている。過度な自動車依存を解消するための、鉄道やバスなど公共交通を基本とした都市構造である。

LEED-NDの歴史

2007年以降、240近くのパイロットプロジェクトが参加し、実際の世界で評価システムがどのように作用するのかフィードバックを与えて続け、それをもとに2008年に評価システムの改訂が実施された。2009年には改訂評価システムが2回のパブリックコメント期間を通り抜けた後、3団体間での承認が得られ、正式に一般実施が開始されることとなった。また、LEED AP NDという認定技術者の資格が2010年から取得可能となり、今後のLEED-NDの拡大が期待されている。

2004年	評価システムの開発開始
2007年	パイロットプログラム立ち上げ
2008年	評価システム改訂、パブリックコメント期間の開始
2009年	パブリックコメント期間の終了、改訂版評価システムの運用開始
2010年	LEED AP ND資格一般運用開始

プロジェクトの評価方法

LEED-NDは、開発計画チームや地方自治体に対して、持続可能でコンパクトな地域開発を促すことを狙いとしている。新しい評価法は、以下の3つのメインカテゴリーによる得点（合計100点）に加え、追加カテゴリーによる下記得点10点が用

メインカテゴリー



追加カテゴリー



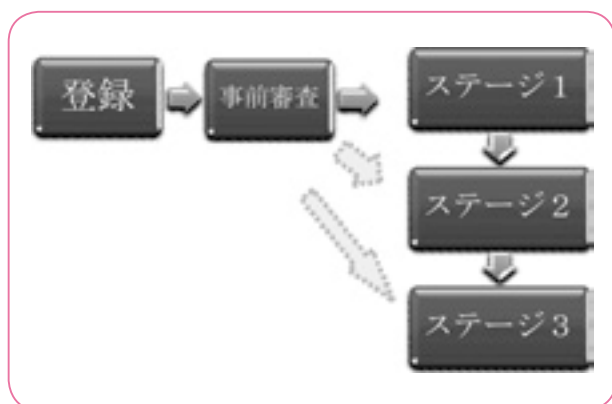
意され、合計50にも及ぶ項目による採点（110点満点）で開発プロジェクトを評価するものである。

申請要件と認定までのプロセス

申請要件について、開発規模の制限は定めておらず、また新規開発区域・再開発区域ともに認定の対象となる。開発形態についても、商業地域・住宅地域・混合地域のいずれもが対象となっている。

続いて認定までのプロセスを説明する（図参照）。

図 認定までのプロセス



まず登録後、事前段階として、「適正な立地と地域連鎖」の項目のみの必須要件審査が用意されている。これにより、開発計画が実際に実行される前に、LEED-NDにふさわしい立地であるかどうかを事前判定される仕組みになっている。

そしてLEED-ND本認定には、下表のとおり、開発段階ごとに定めた3つの認定ステージが用意されている。

ステージ1は、自治体等が計画を実行に移すための権限を完全には獲得できていない、いわば未

	対象
ステージ1	権限付与が不完全、または未実行のプロジェクト
ステージ2	すでに進行中のプロジェクト
ステージ3	すでに完了済みのプロジェクト

確定な事案のために用意されている。ステージ1を満たすことは、コミュニティや自治体自身からの様々なサポート獲得を促すことが期待される。ステージ2は、完全に権限を与えられたもの、またはすでに建設中の計画のために開かれており、これを満たすことで、財源の安定化、様々な認証の早期化、テナント流入の活性化などが期待できる。最後に、ステージ3は、開発が完了したプロジェクトに適用されるものである。

各ステージとも、獲得点数に応じたランクの評価認定が与えられる（下表参照）。

サーティファイド	シルバー	ゴールド	プラチナ
40～49点	50～59点	60～79点	80～110点

今後の展望

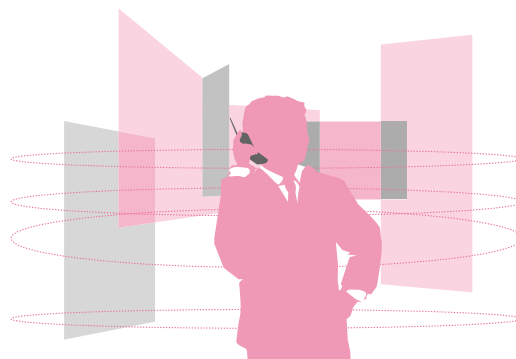
このLEED-NDの狙いは、誰にとっても信用度の高い認定評価を与えることで、自治体等による「持続可能な開発」の進行を円滑にし、それに伴う環境保全・経済活性・健康増進等の利益をもたらすことである。しかし、LEED-NDの正式運用は2009年に始まったばかりであり、これからの運用拡大が期待されているところである。

今後は、認定プロジェクトの増加とその波及効果により、他のLEEDと同様近い将来、国際的に認知・評価されることが大いに予想される。

<参考URL>

LEED-ND（全米グリーン・ビルディング協会）

<http://www.usgbc.org/leed/nd>



5 医療保険改革と教育改革 ～CSG総会～

ニューヨーク事務所所長補佐 鈴木 智也 (東京都派遣)

州政府協議会

州政府協議会 (CSG) とは、アメリカの州政府等の知事、議会などを支援するための組織である。本部はケンタッキー州レキシントンにあり、そのほか、東部 (ニューヨーク)・中西部 (シカゴ)・南部 (アトランタ)・西部 (サクラメント) に地域別支部がある。2010年の会長はマイク・ラウンズ・サウスダコタ州知事、全国総会議長はデイビッド・ウィリアムズ・ケンタッキー州上院議長 (Senate President) が務めている。

当事務所とCSGとは20年以上にわたり協力関係にあり、CSGの持つ優れた調査能力、コーディネート能力は当事務所の調査・研究活動、活動支援等にとって非常に重要な役割を果たしているところである。

2010年CSG年次総会

2010年12月3日から12月6日まで、アメリカ北東部のロードアイランド州プロビデンスでCSGの2010年年次総会が開催された。総会には、CSG役員、州知事、州議会議員などの各州政府関係者500名近くが参加した。

以下、年次総会で交わされた主な議論や総会の様子などの一部を紹介する。

オバマ大統領の 医療保険改革をめぐる議論

会議初日は、「医療保険改革を見据えて」というテーマで、2010年3月に成立したオバマ大統領による医療保険改革 (以下「オバマの医療保険改革」) をめぐる動きに、州政府はどのように対応していくべきかという内容の議論が行われた。

最初のパネルセッションでは、オバマの医療保険改革に対するアメリカ合衆国憲法の合憲性・違



オバマの医療保険改革の合憲性をめぐる議論

憲性について、というテーマで議論が行われた。

ヴァージニア州をはじめとする20を超える州では、オバマの医療保険改革を、連邦政府が特定のサービスを強制するものでアメリカ合衆国憲法に違反する、として裁判が始まっている。

セッションでは、公共政策に関するシンクタンクであるケイトー研究所のイリヤ・シャピーロ氏が違憲の立場から、コロンビア大学ロー・スクールのギラン・メツガー教授が必ずしも違憲ではないという立場から、オバマの医療保険改革に対するそれぞれの考えを披露し、議論した。

引き続き行われた分科会では、民間の医療保険会社、ロードアイランド州政府の医療担当コミッショナー、製薬業界関係者、病院関係者などをパネリストに迎え、オバマの医療保険改革が州政府の行政に与える影響について議論が行われた。

冒頭で、オバマの医療保険改革を簡単に説明する映像を上映。議論では、今般の改革は医療「保険」制度に関するものであり医療「サービス」提供のあり方については何ら改革されておらず決定的なインパクトになるものではない、といった意見が出る一方で、国民が改革の内容を十分に理解するよう情報の透明性の確保や教育普及に努めなければならない、といった意見や、改革の内容は理解できるが制度を将来にわたって維持するため



オバマの医療保険改革の影響は？

の財源を州政府がどこまで確保できるのか疑問、といった意見も出された。また、オバマの医療保険改革により初期医療の需要が急増することが予測されるとして、初期医療を担う人材の確保と育成、体制整備が急務であるとの指摘もあった。

別の分科会では、医療サービスの地域間格差をどう縮めていくか、というテーマでパネルディスカッションが行われ、地域医療問題を扱うシンクタンクの研究者、ヴァーモント州の医療政策担当者、そしてマイクロソフト社の人事・健康保険担当者がパネリストを務めた。

最初に、地域医療問題を扱うシンクタンクのパネリストが発表。オバマの医療保険改革を機に地方での医療サービスへの需要がさらに高まることを指摘、医療に従事する人材を確保するためのネブラスカ州やウェストヴァージニア州の取り組みを紹介した。また、給与の改善、労働環境の整備、専門職種の利用による負担軽減、電子カルテの導入や医療情報の共有化等、情報技術の活用などの必要性も訴えた。

続いてヴァーモント州政府のパネリストが「Blueprint for Health」と銘打った一連の医療保



地域医療に関するパネルディスカッション

険改革についてプレゼン。同州では、医療コストの増加率が全米平均を上回っていることから、高水準の医療サービスをいかにして安価に供給するかが課題となっているが、医療費支払いのシステムの改善、全州規模の情報交換、といったサービス供給側の改革とともに、患者情報の一元的管理、患者への分かりやすい情報提供方法への取り組みなどを推進した結果、5年間で約30%のコスト抑制に成功したことを紹介。

最後にマイクロソフト社のパネリストによるプレゼン。医療保障分野における官民の守備範囲についての今後の予測や、テクノロジーによる医療サービスの地域間格差について発表をした。

教育改革をめぐる議論

会議2日目は、「州政府を待ち受ける課題」というテーマで、教育、財政、運輸とインフラなどといった、州政府が直面する政策課題に関する分科会が開催された。

教育をテーマとしたブレイクアウト・セッションでは、連邦教育省の政策・戦略立案の担当者から、オバマ政権の教育改革についてプレゼンがあり、高等教育修了数の向上、高卒者のスキルの向上、Race to Top（州ごとに成果を競わせ、その結果に基づき財政的インセンティブを与える）、マイノリティとの教育格差の縮小などへの取り組みが紹介された。

出席者同士による知見の交換という趣旨のセッションであったが、いずれの出席者も連邦教育省による取り組みへの不安と疑問を発表者にぶつけていた。主な意見としては、現在起きている教育上の問題解決に家庭や地域をどのように関与させていくのか、連邦政府は机上の調査結果だけに頼って政策を立案していただくだけではなく、現場の実情をもっと反映させてほしい、などといったものがあつた。

最終日に行われた教育分野の特別セッションでは、近年取り組まれている、全米規模での標準的教育基準（以下「共通スタンダード」）をテーマに議論が行われた。

経済分野における世界的競争やIT技術の進展

を受け、スキルの高い労働力の需要がこれまで以上に高まっている中、学校教育に求められる内容も高度化してきていることから、全国共通で教育すべき内容を一つの共通スタンダードとして提示することにより、各州はより多くの時間と労力を他の必要な施策に振り向けることができると、共通スタンダード策定に至った経緯と背景を説明。



共通スタンダードの有用性を訴えるパネリスト

別のパネリストは、州によりそれぞれの学年で教える内容が異なっているため、州をまたいだ転校をした子供が学習内容に適應できなかったり、卒業が延期になったりした事例を紹介。共通スタンダードを策定することにより、州による教育課程の違いがなくなり、こうした負担が解消されると説明した。

イリノイ州議会議員をしているパネリストは、同州で共通スタンダードを導入した際の状況を説明。①先生や子供にどう受け入れてもらうか、②導入にあたって別途必要となる財源の確保をどうするか、③州内の地方団体の協力をどうやって求めるのか、④学校以外の場面で生徒に与える影響をどう考えるか、といったことが課題であると説明した。

クレア・ニューヨーク事務所 主催レセプション

会期中、会場の一角で当事務所主催の簡単なレセプションを開催した。当事務所開設時から関係の深いCSG関係者に日ごろの謝意を示すとともに、当事務所の存在や機能をよく知らない他の参加者への周知を図った。

招待客の選定、招待状作成・送付、そして当日の集客まで、準備にあたってはCSGワシントン事務所が全面的に協力してくれた。

会場には、事務所から別送した展示用バナー（富士山・日本庭園）を掲示し「日本」らしさをアピールするとともに、当事務所のリーフレット、ニ

ューズレター、JETプログラムパンフレットを設置し来場者への周知を図った。

当初予定していたCSG関係者のほか、地元ロードアイランド州議会議員、ハワイ州議会議員、カナダのオンタリオやケベックの議員たちなど幅広い層が立ち寄り、和やかな雰囲気意見交換をした。

また、レセプションの後半で、当事務所の長年の協力・連携をたたえる盾がCSG幹部から赤木所長に贈呈された。



バナーで「日本」をアピール

CSG関係者と当事務所長



おわりに

財政がひっ迫している中でも、医療や教育分野の改革へのニーズは高く、喫緊の取り組みが必要であることは、どのパネリストも指摘しているところである。各セッションでは、パネリストと参加者との間で、これらの課題にどう取り組むかといった前向きな議論がなされるべきかと考えていたが、現状（窮状）への不満と不安をにじませる発言が非常に多かった。それだけ、課題の背景が深く、どうやって対策を立てていくのか模索しているものと思われた。

<参考>

2010年CSG年次総会ウェブサイト（英語）
<http://www.csg.org/events/2010NationalConference/default.aspx>

6 多様な主体による課題の解決 ～ICMA総会～

ニューヨーク事務所所長補佐 古川 剛史 (新潟県派遣)

はじめに

経済危機の影響で連邦・州・地方を通じて政府の財政が逼迫している中、もともと政府だけでなく政府以外の非営利組織も公共的・社会的な課題の解決に取り組んできた経緯を持つアメリカでは、政府以外の多様な主体が連携・協力して公共的・社会的な課題の解決に当たることに対する関心が高いようで、今年度に参加した複数の総会で、「官民連携」や「住民参加」をテーマとした講演やワークショップが行われていた。昨年10月17日から20日にかけて行われた国際市／カウンティマネジメント協議会 (ICMA) 年次総会においても、6つの大テーマが設定されていた中に、“Service Delivery through Creative Partnerships” (創造的なパートナーシップを通じたサービスの提供)、“Citizen Engagement and Citizen Expectations” (市民参加と市民の期待) が含まれており、シティマネージャーのように自治体の行政を司る立場の人々にとっても関心が高いことがうかがえた。

本稿では、同総会においてこれらを取り扱ったセッションのうち、それぞれひとつずつを取り上げ、内容を紹介することとした。

民間企業とのパートナーシップ

“A Toolkit for Managers: Partnerships Help Communities Rebound (シティマネージャーのための7つ道具：地域活性化のためにはあらゆる連携が肝要)”と題されたセッションでは、水道・下水道の運営・維持管理において民間企業と自治体とのパートナーシップにより成果をあげた事例について、携わっている企業の担当者、自治体のシティマネージャー双方から報告された。

まず、企業の立場から、行政と民間企業とのパートナーシップに対する考え方が示された。

前提として、アメリカにおいてインフラが老朽化し、修繕や維持管理のために多額の費用がかかることが見込まれている、という状況がある。水道・下水道に関しては、全米市長会が、求められる水準の水道・下水道を整備するためには、向こう20年で2.5から4.8兆ドル (213～408兆円)が必要となると試算している。この状況で、行政・民間セクターの双方が課題を抱えている。

ここで、Public Private Partnership (PPP) という考え方が出てくる。PPPは、公共部門による契約管理を基礎とするモデルである。民間部門は技術運営者およびサービス提供者として公共部門を支援する。公共部門が持っているメンテナンスや運営に関する知識は限られており、それを補うために民間部門が持つ専門知識・技術を活用することが有効となる。PPPにおけるキーワードは「パートナーシップ」である。PPPはパートナーシップであって民営化ではない。技術的な助言や運営の実務は民間部門が担うが、資産・設備の所有や運営に関する意思決定は公共部門に残る。

PPPを成功させるために重要なことは、公共部門・民間部門が共通のビジョンを持ち、双方のビジョンを反映するようにリーダーシップを発揮することである。その関係は短期間で終わるものではなく、長い期間を通じて取り組んでいくことが必要である。また、提携内容は公正でバランスのとれたものであることが求められる。そして、公共部門・民間部門という異なる部門が共同して取り組むためには、お互いの経験と情報の共有、開かれたコミュニケーションが求められる。

次に、提携した自治体の立場から、企業と協力関係を作る過程やそれによって上がっている成果、今後の課題が示された。当該自治体では、水道・下水道設備の運営・維持管理がうまくいっておらず、老朽化も進んでいるという問題を解消す

るため、2002年に議会で複数の代替案が検討された結果、現在の提携先企業と20年間の長期にわたる契約を締結することとなった。契約では、水道・下水道の運営や維持管理、必要な資本計画の点で、提携関係を持つこととした。提携関係を持った後、初めの頃は、有形・無形に課題を抱えていた。有形の側面では、老朽化し需要を満たせない設備、コミュニティからお金が出ていってしまうこと、自治体が設備の管理に関心をもっていないことといったことがあった。無形の面では、責任の所在が曖昧である、コミュニケーションの過程が不明瞭であるといった課題があった。

提携関係を続けていく中で、これらの課題に関する状況は少しずつ変わり始めた。有形の面では依然として課題が残っているものの、無形の面では、あらたなリーダーが公共部門・民間部門双方で取り組みを始めており、曖昧だった責任も明確になってきた。また、コミュニケーション過程にもはっきりした説明が与えられるようになった。

この提携関係を通じ、パートナーシップを成功させるためには、企業の立場からも言及があったように、共通の目標への取り組みが必要であること、相互のコミュニケーションと信頼が重要な要素になることがわかった。また最良の解決策を見つけ出すためには、複眼的な視点を持つことが必要になるということがわかった。

しなやかな地域を 形成するための住民参加

テロやハリケーン・カトリーナのような大災害を経験し、アメリカでは地域の“resilience（しなやかさ）”に対する関心が高まっている。その一方でしなやかな地域を作るための実践はあまり進んでいない。こうした状況を踏まえ、“Building Resilient Communities（しなやかな地域づくり）”と題されたセッションでは、そもそも、しなやかな地域はどのような特徴を備えているのか、そのような地域を形成するために必要なことはどのようなことか、といった内容について報告がなされた。

まず、地域のしなやかさとは、災害を含む経済・

社会・環境面での重大な地域の混乱から地域の重要な機能を回復する能力である。しなやかな地域は、次の特徴を持っている。

- ・地域の日常的な機能や業務の質を改善する。
- ・経済成長や発展のためにより健全な環境を提供する。
- ・より上手に脅威を和らげ、地域の脆弱性を減らすことができる。
- ・災害のあとに、より早く通常の業務に戻ることができる。
- ・混乱によりもたらされるリスクをよりよく理解し、効果的に管理する。

では、このような特徴を持つ地域を形成するためにはどのようなことが必要であろうか。ひとつは、地域のしなやかさとは何であるかを理解することである。2つ目に、地域がしなやかさの尺度のどこに位置するかを計測する方法を用意することである。3つ目に、地域がよりしなやかな状態に達するのに役立つ道具や過程を築くことである。最後に、努力に対する目に見える報酬を用意することである。

地域のしなやかさの重要な要素は、地域を持続させるために市民が市民のために行う活動の有形・無形のネットワークである。例えば、ハリケーン・カトリーナの被害から救助された人たちのうち、96%は救助隊によってではなく地域住民に救助されたといわれている。

したがって、地域の役割は、重要な意味を持つ相互依存性を分析したり、地域のしなやかさを構成する各々の要素の程度を評価したりするために役立つ手段を提供することである。災害などの混乱から通常の状態に回復させることは地域の危機管理担当者だけの責任であると認識している地域は脆弱である。回復に向けた取り組みは、地域のすべての住民が共通して抱える課題であると認識できることがしなやかな地域の条件である。地域としては、その方向に向けて、住民の関心を高める努力が必要となる。